拉致被害者救出のための圧力強化に関する質問主意書

提出者

松原

仁

## 拉致被害者救出のための圧力強化に関する質問主意書

北 朝鮮による日本人拉致問題は、全く進展していない。その主たる原因は、 北朝鮮が拉致被害者解放を決

間 題に取 り 組 み、 拉致問題担当国務大臣も拝命した経験から、 北朝鮮との交渉では圧力が必要不可欠との結

十分に実施されていないことにある。

本職

は、

長年拉

致

断する最大の要因となる我が国独自の制裁措置が、

論に達している。

そこで、北朝鮮への圧力強化の方策についてお尋ねする。

在日本朝 鮮人総聯合会 (朝鮮総連) は、 法人でない社団であるが、 破産法 平 成十六年法律第七十五

号) 第十八条第一項によれ ば、 債権者 たは、 破産手続開始  $\mathcal{O}$ 申立てをすることができるとされてい る。 株式

会社整理 口 収 機構 (以下、 整理 回 収 機構という。 が、 1 まだ朝鮮総連に対して破産手続開. 始  $\mathcal{O}$ 申立てを

行 いってい ない  $\mathcal{O}$ は、 *\* \ かなる理由によるものか、 政府が把握しているところを明らかにされたい

整理 回収 √機構は、 朝 鮮総連から、 令和三年四 月 日から現在まで、 幾ら回収できたか。 また、 朝鮮 総 連

 $\mathcal{O}$ 整 理 口 収 機構に対する未払 の債務に伴って発生した遅延損害金は、 令和三年四月一 日から現在まで、 幾

らか。政府が把握しているところを、それぞれ明らかにされたい。

三 ているとするなら、 我が国は、 ロシアのウラジーミル・プーチン大統領に対して、資産凍結等の措置を講じているか。 北朝鮮の金正恩国務委員長に対して同様の措置を講じていないのは極めて奇異である 講じ

兀 北朝鮮[ 国営の高麗航空について、 国際連合安全保障理事会 (国連安保理) 決議第千八百七十四号に基づ

明らかにされたい。

が、

ζ,

かなる理由によるものか、

1 て設置された専門家パネルは、 過去に公表した複数の 報告書において、 スカッド・ミサイル  $\mathcal{O}$ 部 品  $\mathcal{O}$ 密

輸に関与したこと及び朝鮮 人民軍と極めて密接な関係にあることを記している。 米国は、 林芳正外務大臣

(当時) が令和四年十一月十一 日 の衆 議院外務委員会で答弁したとおり、 高麗航空を制 裁対象に指定して

1 る。 我が 国 が、 1 まだ高 麗航空に対して資産凍結等の措置を講じてい ない  $\mathcal{O}$ は、 1 か なる理由によるも

のか、明らかにされたい。

五. 我が国 は 在日北朝鮮当局職員及び当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者の北

朝 鮮 を渡航先とした再入国  $\overline{\mathcal{O}}$ 原則禁止措置を実施している。 L かしながら、 対象者は限られてい るため、

十年も帰国できない現実を考えるとき、 11 わ ゆる コ 口 ナ禍 前 は、 北 朝 鮮  $\mathcal{O}$ 重要行事に多数の 朝鮮総連幹部が公務のため北朝鮮に渡航できることは、 朝鮮総連 幹部が参列してい た。 日本 人拉致被害者が 不条理の 何

極みである。そこで、 再入国の原則禁止措置の対象者を、 朝鮮総連の中央委員会委員約三百五十人及び専

従職員の全員に拡大すべきと考えるが、政府の見解如何。

六 政府は、 国連安保理において、 非常任理事国 の任期を務める本年中に、 北朝鮮の人権状況について協議

再度開催するよう求めるべきと考えるが、 見解如何。

七 国連安保理決議第二千二百七十号十四の規定は、 加盟国は、 自国  $\overline{\mathcal{O}}$ 国民でない個人が、 指定された個人

な国内法及び国際法に従い、 国籍国 ^ の送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定した。

「体の代理として若しくはそれらの指示により活動を行っていると決定する場合には、

若しくは団

例えば、 政府は、 国連制裁対象の北朝鮮工作機関 偵察総局の代理として 又はその指示により活 動 を行 0

ていると認定した在日外国人を、 強制的 に国外 退去させる義務を負っている。 政府 たは、 国連安保理決議

を誠実に履行するか、あらためてお尋ねする。

八 我が国 は 国連に おける北朝鮮人権状況決議案の起案に関わり、 提出国としてこれを採択させてきた。

例えば、 ける状況の国際刑事裁判所への付託の審議」 第六十九 回 .国連総会本会議において平成1 及び 「調査委員会が人道に対する罪を構成し得るとした行為 二十六年十二月十八日、 「朝鮮民主主義人民共和 国 にお

適

用可

能

が 帰国していないにもかかわらず、 北朝鮮人権状況決議案を共同提出し、これを採択させた。 したと評価せざるを得ない。そこで、 に最も責任を有するとみられる者への効果的で対象を特定した制裁にむけた実現可能性の審議」を求めた 国は提出国に復帰し、 北朝鮮当局による人道に対する罪を阻止するためにより効果的な施策を決議させ 提出国から下りてしまった。このことは、 本年末に国連総会に提出される北朝鮮人権状況決議案について、 ところが、 その後、 拉致問題解決に悪影響を及ぼ 日本人拉致被害者が一人も 我

るべきと考えるが、

政府の見解如何。

九 号十の規定は 開 施策を講じたか、明らかにされたい。 航空宇宙工学、 に限定されないことを明確にする。」とした。 ユ ] 発に寄与し得る分野の専門教育又は訓 国連安保理決議第二千二百七十号十七 タ シミュ 先端 航空工学並びに関連分野を例示した。 レ の材料科学、 ショ ン及び関連するコンピュ 化学工学、 の規定は、 練を防止すると決定し、 機械 政府は、 工学、 ーター科学、 加盟国が自国領域内で、 同年に採択された国連安保理決議第二千三百二十一 これらの規定を誠実に履行するために、 電気工学及び産業工学を追加 地理空間ナビゲーション、 禁止対象として応用物理学、 北朝鮮国民 で例示し、 への核・ミサイル 原子力工学、 応用 いかなる コンピ

+ 府 を有する我が国 米国大統領令第一万三千七百二十二号は、 とは朝鮮民主主義人民共和国政府、 **[金融機関グループ等は、** 機関、 米国法の適用を受けるので、 北朝鮮政府及び朝鮮労働党の資産凍結を定め、 部門及び支配下の団体を意味すると規定した。 北朝鮮政府支配下の団体とは 米国に拠点 「北朝鮮政 日本国

内であっても取引をしてはならないと考えるが、

政府の見解如何。

十· 一 代田区に日本法人を設立していた。 措置を講じるい で制裁破 カンダリーサンクションを積極的に行うべきと考えるが、 本職 ŋ  $\mathcal{O}$ 調査によれば、 0 関与を指摘された貨物船 わゆるセカンダリーサンクシ 国連安保理決議第千八百七十四号に基づいて設置された専門家パネル 北朝鮮制裁破りに関与する第三国 の所有会社の役員を務める中華人民共和国 、ヨンは、 時として非常に効果的である。 見解 如何。 一の者に対し、 我が 籍 政府 の男らが、 国 は、 が資産凍 1 東 の報告書 わ 結等の 京都千 ゆるセ  $\mathcal{O}$ 

十 二 定した る。 たるか。 朝鮮 との施策を、 「拉致 当たらない 総連は、 問題  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 外交関係に関するウィーン条約 ならば、 解決に向 「全力を尽くす。」との決定どおりに実施すべきと考えるが、 けた方針と具体的施策」 朝鮮総連に対して、 政府拉致問題対策本部が平成 (昭和三十九年条約第十四号) にある 「現行法制度の下での厳 二十五年一月二十五 に規定される使節 政府の見解 格 な法執行を推 如何 団に当 日 に決 進す

十三 国連安保理決議第二千九十四号十一の規定は、 加盟国が、 北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は

安保理決議により禁止されたその他の活動に貢献し得る金融サービスの提供を防止することを決定した。

「貢献し得る」の英文原文は、 // C O u 1 d С O n t r i b u  $\mathsf{t}$ е  $\mathsf{t}$ O // であり、 一般に二割程度の

は弾道ミサイル計画又は安保理決議により禁止されたその他の活動に貢献する可能性が二割以上ある金融 貢献可能性があることを意味する。 我が国は、 国連安保理決議を誠実に履行するため、 北朝鮮 の核若しく

サービスの提供を禁圧する義務があると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。